

I 総則

(1) 目的

いじめは、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第2条、「京都市いじめの防止等に関する条例」(平成26年10月10日条例第16号)第2条に定義されているように、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの(当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む)をいう。いじめは、古くて新しい、そして今日的な問題であり、その態様は非常に多様である。いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第13条、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月11日文部科学大臣決定・最終改定 平成29年3月14日)「京都市いじめの防止等に関する条例」(平成26年10月10日条例第16号)に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたっては、子どもの育成に携わる全ての者が(1)「目的」で述べた事を十分留意し、次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われる事が重要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に着けるとともに、他者へのいじめは行わない事はもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行う事ができるように育まれる事。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行う事になった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行う事のないように対処する事
- ③ いじめを受けた保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われる事。

2 いじめ対策委員会

[構成員]

学校長 教頭 教育相談主任（前後） 生徒指導部長（前後） 各学年主任 補導主任
養護教諭 生徒会主任 総合育成支援教育主任 SC SSW
(必要に応じて関係者でケース会議を行う)

[役割]

- ・ 各学年の児童生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・ 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・ 生活補導・不登校対策委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・ いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると認定されたら組織として問題解決まで被害児童生徒・保護者への支援、加害児童生徒に対する指導を行う。

〔開催時期〕

月1回（緊急を要する場合は、この限りではない）

〔保護者への周知方法〕

式や集会、参観の機会やHPを活用して周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

- ・ 学習環境整備と授業改善

京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。

各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての児童生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習起立（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し、効果的な学習形態を工夫することで児童生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業、校内研究、支部授業研修会などを通じて児童生徒がわかる授業づくりに努める。

- ・ 道徳教育の充実（道徳教育推進委員会）

〔構成員〕

道徳教育主任 道徳教育推進教師 学年分掌（学・道） 実施するのは全教員

〔役割〕

いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培う事が、いじめの防止・予防のできる道徳的実践力を育む事につながると考え、道徳教育主任、道徳教育推進教師、人権教育主任を中心に週一回の道徳教科会を実施し、教材、授業内容の共有・深化をはかる。

また、年2回の人権教育、年2回程度のいじめを題材とした道徳教育を行う。これについては、生徒の発達段階に応じた教材を用いた、いじめに関わる指導・啓発を行う。また、休日参観日において道徳授業を全クラスで行い、保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

〔開催時期〕

年2回程度のいじめを題材とした道徳 年2回の人権教育

- ・ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

職場体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

- ・ 児童生徒同士の絆づくり

児童生徒活動や児童生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

- ・ 関連する組織

【生徒指導委員会】

[実施予定] 週1回（補導係会からの情報をもとに必要と判断した場合に適宜実施）

[構成員]

学校長 教頭 生徒指導部長 ステージマネージャー 補導主任 生徒会主任
教育相談主任（前後） 特活主任（前後） 部活動係1名 教務主任 養護教諭 SC SSW

[内容]

補導係等より上がってきた情報をもとに、各学年の児童生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を指導に活かす。

- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした児童生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめの有無の判断はいじめ対策委員会で行う。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握をする。いじめであると判断された場合、問題解決まで被害・加害双方に対し組織的に支援、もしくは指導を行う。

【補導係会】

[実施予定] 週1回

[構成員]

学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年補導係 養護教諭 教育相談主任 育成学級担任
SC SSW

[内容]・各学年の児童生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。

- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした児童生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめの有無の判断はいじめ対策委員会で行う。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握をする。いじめであると判断された場合、問題解決まで被害・加害双方に対し組織的に支援、もしくは指導を行う。

【不登校対策委員会】

[実施予定] 月1回

[構成員]

学校長 教頭 生徒指導部長 ステージマネージャー 補導主任 生徒会主任
教育相談主任（前後） 特活主任（前後） 部活動係1名 教務主任 養護教諭 SC SSW

[内容] 各学年の児童生徒の動向を情報交換し、多角的に児童生徒理解を行い指導に活かす。

問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。

問題行動を起こした児童生徒への支援・指導を検討し実践する。

学校に来にくくなっている児童生徒に対する情報を共有し、児童生徒への支援・指導を検討し実践する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

① 日常の児童生徒に関する情報共有（生徒指導委員会）

日常の児童生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて児童生徒のささいな変化に気づき、児童生徒の実態把握に努める。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い、児童生徒の変化の早期発見に努める。そして、その情報を確実に共有、分析し速やかに対応する。

情報伝達・共有に関しては、口頭だけでなく記録を確実に行う。

これらの情報を週1回の補導部会で集約し、学年間の情報交換、情報の共有を行う。

② 児童生徒に対する定期的な調査

- ・ クラスマネジメントシートの活用

年2回のクラスマネジメントシートによる、クラス状況の分析を行う。

- ・ いじめアンケートの実施

年2回のいじめアンケートを行い、いじめに関する情報収集を行う。

③ 教育相談期間の設立

年2回の教育相談週間を設定し、前述②のクラスマネジメントシート、いじめアンケートなど児童生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で児童生徒の「育ち」や「困り」を傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、いじめ対策委員会を開き、協議し適宜適量な支援・指導を行う。

④ 調査等の結果の検証および組織的な対処（いじめ対策委員会）

①～③で収集した情報の伝達共有を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると認定されたら組織として問題解決まで被害児童生徒・保護者への支援、加害児童生徒に対する指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた児童生徒又は保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、関係機関との連携などの適切な措置を講ずる。

② いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

※ 後頁「図 いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応」参照

③ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 携帯教室・非行防止教室の実施

年1回、携帯教室・非行防止教室を行う。

携帯教室では、外部講師を招き、児童生徒に情報モラルを身に着けさせる指導の充実をはかる。特にインターネット上で拡散されてしまった画像、動画等の情報を消去する事は極めて困難であり、一つの行為が学校、家庭及び地域社会に多大な被害、深刻な影響を与える可能性があり、時として、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為である事。また、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である事を近いさせることに重点を置く。

教育委員会・関係機関と連携し、非行防止教室を実施する。問題行動全般に関する未然防止の啓発の機会とともに、いじめ行為そのものが違法行為であり、人権を侵害し、人の心身を傷つける重大事態につながるという事を専門的な観点から教授される機会とする。

④ 「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取り組み

- ・ いじめの解消は、少なくとも以下の 2 つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - いじめに係る行為が少なくとも 3 か月間止んでいること
 - いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・ 解消の要件を満たした場合でも、再発する可能性があることを踏まえ、教職員が、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察していく。
- ・ 教職員は常に情報共有に努め、いじめ対策委員会でその情報を共有し、いじめの起こらない、学級・学校の実現を目指す。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

① 内容

校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施するとともに、日常的に児童生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに、観察視点の多角化に努める。

② 実施時期

後頁「年間計画」参照。

『いじめ事案に対する組織的な対応の流れ』

前提となる基本事項

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

- いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握
- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
 - ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

- 【いじめ対策委員会で共有】
- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

- 【事実確認】
- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
 - いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
 - 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
 - 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダシップの下、学校としての対応方針を決定する。 「認識の共有化・行動の一元化」

心の通った指導

- 【児童生徒への指導・支援】
- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
 - 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
 - いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
 - 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

4 保護者・地域・関係機関との連携

・ 地生連情報交流会の実施

〔構成員〕

小中学校区各地生連会長　自連協・自町連会長　支部少年補導委員　学区見守り隊代表
小中学校担当PTA役員　小中学校PTA地域委員長　学校長　教頭
生徒指導主任（前・後）　補導主任

〔役割〕

小中学校の各校、各地域内での子ども達の健全育成を目的として、情報交換と啓発活動の紹介を行い、地域の交流行事の提案をする。地域行事が活発化する事によって、地域の目が生徒に行きとどきやすい環境を作る事をねらいとしている。以下の①②③の行事は地生連、④⑤は地域補導の提案によって行われているものである。また、課題が出た場合は地域全体の問題として協議し、地域として活動できる方法を考える場とする。

①地生連山科川クリーンキャンペーン

小学生、中学生、各小中学校教員、有志保護者等による山科川周辺の清掃活動。（地生連主催）

②地生連夏の地域パトロール（夏休み1回実施）

有志保護者、小中学校教員で夏季休業中に地域パトロールを行う。（地生連主催）

③地生連スポーツフェスティバル（11月）

小学生、中学生、各小中学校教員、地域のスポーツクラブがバレーボール、グランドゴルフを通して交流をはかる。（地生連主催）

④山科少年補導グランドゴルフ大会

山科少年補導主催で、子ども達の健全育成を目的としてグランドゴルフ大会での交流をはかっている。

⑤「ダイゴ5レンジャー隊」パトロール

地域の大型商業施設を中心に、地域少年補導委員、各地域の教員代表等がパトロールを行う。

5 重大事態への対処

重大事態は法において、次の通り定義されている。

いじめ防止対策推進法第28条(抄)

1, いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に
重大な被害が生じた疑いがあると認める時

2, いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日を目安とするが状況に応じて判断
する)学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認められる時

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、重大事態が発生した旨を速やかに教育委員会に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画 (年間計画については、変更の可能性があります。)

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ不登校対策委員会 (月1回、急を要する場合はこの限りではない) 「校内体制や組織的対応の共有」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週) ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認」	・始業式・入学式 ・いじめ対策委員会設置の紹介 ・家庭訪問	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシート・引き継ぎ事項について確認と共有	・家庭訪問による保護者・担任との顔合わせと聞き取り（保護者への発信）
5	◇いじめ不登校対策委員会 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週)	・家庭訪問 ・1年生を迎える会（1～6年） ・憲法月間の取組	・地域との関わりによる見守り体制の強化	
6	◇いじめ不登校対策委員会 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週)	・修学旅行(9年) ・チャレンジ体験(8年) ・教育相談（5～9年） ・生徒総会（5～9年）	・学校評価アンケート ・いじめ記名式アンケート①実施 ・クラスマネジメントシート①実施	・土曜参観 ・携帯教室
7	◇いじめ不登校対策委員会 「学校評価アンケート・いじめ記名式アンケート調査結果の共有」 「夏季休業に向けて」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週) ◆校内研修会 「学校評価アンケート結果の共有」	・個人懇談会 ・終業式		・個人懇談会による保護者・担任との顔合わせと聞き取り（保護者への発信） ・非行防止教室（関係機関との連携） ・地域パトロール
8	◇いじめ不登校対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し①PDCAサイクル」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週) ◆小中合同研修会 ◆校内研修会 「いじめに関する取り組みの成果と課題の共有」	・始業式	・休業明けの生徒の様子を学年で共有と組織的対応の検討	・地域パトロール
9	◇いじめ不登校対策委員会 「学校評価アンケート調査結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週)		・学校評価アンケート	
10	◇いじめ不登校対策委員会 「いじめ記名式アンケート調査結果の共有」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週) ◆校内研修会 「学校評価アンケート結果の共有」	・文化祭（5～9年） ・大運動会 ・教育相談(5～8年) ・進路懇談(9年)	・いじめ記名式アンケート②実施	・家庭教育学級
11	◇いじめ不登校対策委員会 「クラスマネジメントシート調査結果の共有」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週)		・クラスマネジメントシート②実施	・公開授業週間 ・地生連スポーツフェスティバル

12	<p>◇いじめ不登校対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習 ・個人懇談会 ・終業式 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会による 保護者・担任との顔 合せと聴き取り(保護 者への発信)
1	<p>◇いじめ不登校対策委員会 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週) ◆校内研修会 「いじめに関する取り組みの成果と課題 の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 		
2	<p>◇いじめ不登校対策委員会 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育 		
3	<p>◇いじめ不登校対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◇生活補導・登校支援委員会(毎週) ◆校内研修会 「年間を通してのいじめに関する取り組 みの成果と課題の共有」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・9年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケート の保管 ・クラスマネジメン トシートデータ保管 ・学校評価(教職員) 	